

§ ワクチン関連トピックス

トピックス I

「麻しんに関する特定感染症予防指針の告示」と現在の状況

平成19年12月28日、感染症法第11条第1項および予防接種法第20条第1項の規定に基づき、「麻しんに関する特定感染症予防指針（以下、指針）」が策定され、厚生労働大臣により告示された（厚生労働省告示第442号）。適用開始は平成20年1月1日である。

平成20年度からの5年間で麻疹排除(elimination)のための対策期間と定め、平成24年度までに国

内から麻疹を排除しその状態を維持することが目標とされている。1歳児（第1期）、小学校入学前1年間の者（第2期）への麻疹および風疹の予防接種2回接種制度に加えて、中学1年生と高校3年生に相当する年齢の者を第3期、第4期とし、5年間の時限措置として、定期予防接種対象者に加えた。麻疹排除には2回の接種がそれぞれ95%以上になることが求められている。重点的な接

種勸奨期間は4～6月であったが、厚生労働省健康局結核感染症課の調査による6月末時点の接種率は、中学1年生相当年齢（第3期）が38.8%、高校3年生相当年齢（第4期）が29.6%と目標の95%以上には到達していない。詳しい情報は、厚生労働省HP：第2回麻疹対策推進会議－議事次第第一：<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/09/s0903-8.html>

と、平成20年度麻疹予防接種第3期、第4期接種状況（第1四半期終了時点：各市町村別）<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou21/dl/081003a.pdf>
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou21/dl/081003b.pdf>に詳しく掲載されている。

また、麻疹排除の達成には人口100万人あたり患者数1人未満となることに加えて、たとえ輸入例があっても、その後大規模な集団発生にならないことが必要であるが、そのためには予防接

種歴を含めた全数報告が不可欠と考え、麻疹を全数把握疾患に変更し、麻疹と診断した場合、すべての医療機関が可能な限り24時間以内に、患者の予防接種歴も併せて感染症法第12条に基づく報告を行い、検査診断を行った場合は、その結果について、保健所に報告することが求められることになった。

感染症発生動向調査による2008年1月1日から11月9日までの報告数は、11月12日集計時点で10,904人であり、人口100万人あたり80人を超えている。予防接種歴は、無しが約半数、1回有りが約25%、2回有りが約1%、残りが接種歴不明であった。

また、患者が発生したときの迅速な対応も重要であることから、患者発生時には、都道府県等が感染症法第15条に規定する積極的疫学調査が実施できるよう、手引きの作成や人材の養成を行う必要があることが明記された。

図 麻疹排除に向けて（告示・政省令の改正通知について）
厚生労働省健康局結核感染症課 麻疹ブロック会議資料より

麻疹に関する特定感染症予防指針

